

志賀町での被害・避難等状況 (報道発表資料) 1月31日 17:00時点

【被害状況】

- **人的被害**：軽傷者 89 人（程度不明含む）
重傷者 7 人 死亡 2 人 合計 98 人
- **火災**：今のところなし
- **水道**：3,740 戸で断水

【避難状況】

■ 避難所数・避難者数

指定避難所 12 箇所開設 避難者 654 人
自主避難所 17 箇所 避難者 276 人
福祉避難所 2 箇所開設 27 人

■ 1.5 次避難

(いしかわ総合スポーツセンター、石川県産業展示館 2 号館、小松総合体育館への 1.5 次避難)
避難済 7 人

■ 2 次避難

避難済 92 人

■ 避難指示

楚和・灯、入釜、鶉野屋、地保、切留区に対し、警戒レベル 4 避難指示を発令中

※主要地方道輪島富来線が土砂崩れにより、一部区間で通行止めとなっており、孤立することを避けるため
(最寄り避難所：稗造防災センター)

【住民生活支援】

■ ブルーシート配布

本庁、支所で配布 (9:00 ~ 17:00)
※ブルーシートが無くなり次第終了
※あくまで予定であり、ブルーシートの供給状況によっては中止

■ 医療

町立富来病院・志賀クリニックで外来診療全科再開
DMAT、JMAT、日赤チームなどで避難所の巡回医療用コンテナ、プレハブを設置

■ 避難所外避難者への支援 (1/22 ⑨～)

トヨタ自動車(株)とダイハツ工業(株)の社員が避難所外避難者（事情により、避難所へ避難したくても避難出来ない人）への物資支援活動を開始

【指定避難所一覧】

施設名	水道	電気	避難者数
志賀町地域交流センター (西山台)	○	○	18人
総合体育館 1/2 閉鎖			
武道館 1/2 閉鎖			
文化ホール	○	○	55人
保健センター 1/4 閉鎖			
志賀小学校 1/18 閉鎖			
志賀高校 1/2 閉鎖			
旧土田小学校	×	○	46人
下甘田防災センター (旧保育園) 2/5閉鎖予定	○	○	80人
やすらぎ荘 2/5閉鎖予定	×	○	24人
福浦工芸工房(旧福浦小学校)	×	○	19人
富来活性化センター	×	○	206人
富来防災センター (旧富来小学校)	×	○	76人
稗造防災センター	×	○	37人
西浦防災センター	×	○	30人
熊野交流センター	×	○	18人
富来中学校 1/19 閉鎖			
富来小学校 1/30 閉鎖			
領家町コミュニティセンター	×	○	45人
合計			654人



避難所外避難者への物資支援活動

能登半島地震 被災者支援のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

り災（被災）証明書の発行

関税務課 ☎ 32-9141

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

町では、り災証明書の申請を受け付けています。証明書は後日、建物の状況を確認後発行します。

【り災証明書】（住家などの建物に被害を受けた人が対象）

災害により住家など（住家：実際に居住している建物、非住家：人が居住していない建物〔空き家、別荘、納屋、車庫など〕）に被害が生じた場合、申請に基づき町が被害状況の確認のため現地調査などを行い、確認できた被害について被害の程度を証明するものです。

■自己判定方式について

家屋の損害割合が明らかに10%未満であり、申請者が「一部損壊」という被害程度に同意いただける場合、調査員による現地調査を行わず、写真により判定します。自己判定方式による申請の際は、必ず被害写真を提出してください。

（例）瓦の一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損など

※「り災証明書」は、住宅の応急修理の申請、仮設住宅への入居申請、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求などに必要となる場合があります。

【被災証明書】（住家など以外の不動産および動産に被害を受けた人が対象）

災害により住家など以外の不動産（構築物：ブロック塀、カーポートなど）、動産（車両、家財など）に被害が生じた場合、被災を受けた届出がなされたことのみを証明するものです。（被害の程度を証明するものではないので、現地調査は行いません。）

【住まいが被害を受けたときに最初にすること】

■被害写真の撮影（撮影しておくことを推奨します）

※ただし危険箇所へは立ち入らないようにしてください。

写真を撮影しておくことで、町からり災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に大変役立ちます。「被害を受けた建物の全景」と「被害のあった箇所」をそれぞれ撮影してください。

■申請

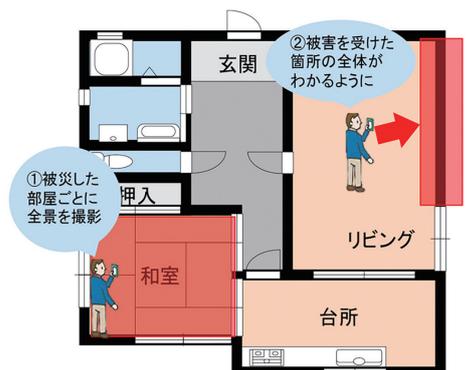
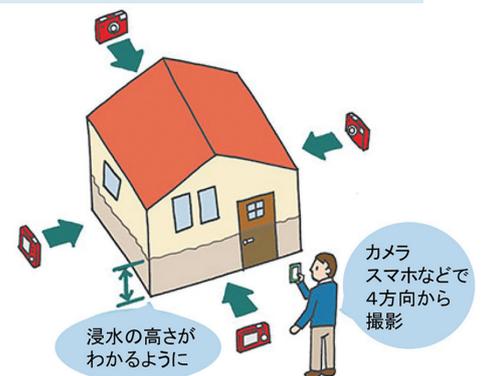
- ワンストップ窓口で申請を受け付けます。（上記の通り）
 - ※当面の間 土・日・祝 対応
- 電子申請（マイナポータルのぴったりサービス）や郵送でも申請することができます。

<必要書類>

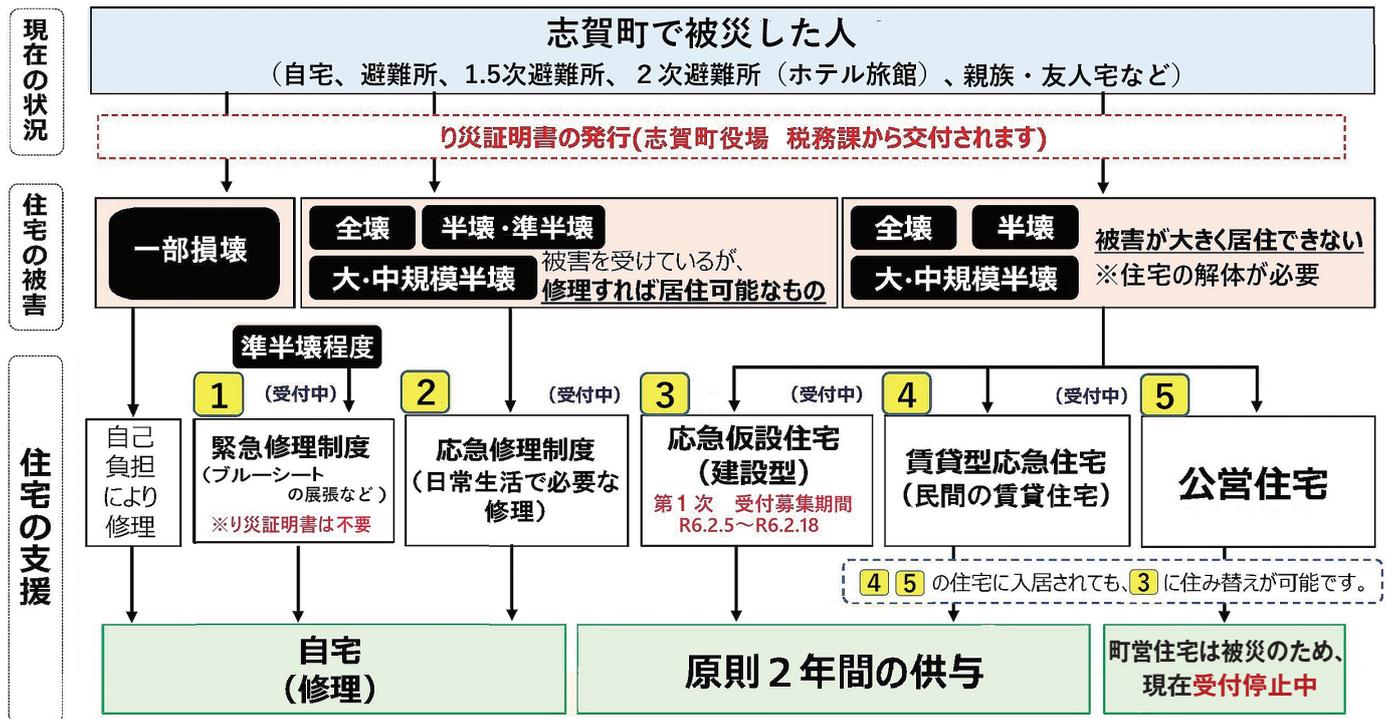
- り災証明書等交付申請書
- 被害箇所の写真
 - ※必須ではないが、自己判定方式による申請の場合は必要
- 位置図（電話帳地図のコピーなど、手書き可）
- 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）



り災証明書



応急的なお住まいの支援（令和6年能登半島地震で被災した人）



避難している人の1.5次・2次避難所への避難を支援します

自宅の復旧や仮設住宅などへの入居までの間、被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所などから被災地外への移動、一時的な避難を支援します。

1.5次避難所（金沢市・小松市）

【対象者】

要配慮者（65歳以上の高齢者、障害のある人、未就学者、妊婦など）とその同伴者

【避難先】

- ① 一時的に「いしかわ総合スポーツセンター」、石川県産業展示館2号館、小松総合体育館へ
※避難所用テント、段ボールベッド、簡易間仕切りを設置
電気、トイレ、暖房あり
看護師が常駐（医師・保健師も配置あり）
- ② 条件が整い次第、ホテルや旅館、公営住宅などの2次避難所に案内します。



いしかわ総合スポーツセンター



2次避難所（ホテル・旅館など）

【対象者】

現在、避難生活を送っている人で、次のどちらかに該当する人

- ① ホテル・旅館での自立した生活が可能な人
- ② 家族の介助でホテル・旅館での生活が可能な人

※手荷物は1つまでです。貴重品も持参してください。現地からの移動は、県・関係機関で調整の上、実施します。

問 2次避難所 / 1.5次避難所運営事務局 コールセンター ☎ 0120-266-755（9:00～18:00 ㊤㊶㊷対応）

※つながりにくい場合があります。

被害を受けた住宅に関する支援

1 緊急修理制度 (完了期限：令和6年2月29日[㊦]) ※申請：り災証明書 **不要**

被災した住宅の屋根や外壁などに対してブルーシートを展張するなど、緊急的な修理工事が対象

1世帯 上限5万円



緊急修理

2 応急修理制度 (完了期限：令和6年12月31日[㊦]) ※申請：り災証明書 **必要**

被災した住宅の屋根、外壁、居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理工事が対象

1世帯 **【全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の住宅が対象】 70万6千円以内**
【準半壊の住宅が対象】 34万3千円以内



応急修理

- 1 ともに
- ※地震以前から住んでいた住宅が対象で、**納屋、車庫、空家は対象外です。**
 - ※原則着工前に申請が必要ですが、早急に修理が必要な場合は、**必ず施工前、施工中、施工後の写真を撮影してください。**写真がない場合、補助の対象とならない場合があります。
 - ※**業者へ工事代金の支払いをしないでください。**支払いが完了してしまうと、制度を利用することができません。町が施工業者に直接工事代金を支払う制度です。

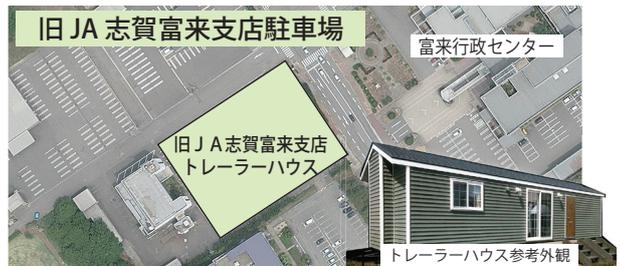
3 応急仮設住宅 (建設型)

対象期間：居住から原則2年、光熱水費：自己負担

災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない人に対し、プレハブ住宅などを建設し、一時的な居住の安定を図るものです。

入居対象：①住宅が全壊した人
②半壊以上であり、やむを得ず住宅を解体する人

予定地：①旧 JA 志賀富来支店駐車場 (富来領家町甲 6-1)
⇒トレーラーハウス (1LDK 20戸) **[4人以上]**
②県立富来健民ホッケー競技場 (里本江 37-1-10)
⇒プレハブ住宅 (1DK 26戸 **[単身]**、2DK 39戸 **[2~3人]** 計65戸)
③富来湾漁協倉庫跡地 (富来領家町タ 2-41)
⇒プレハブ住宅 (2DK 12戸) **[2~3人]**
…そのほか候補地を決定後、順次建設予定。



募集期間：第1次受付 **2月5日[㊦]~2月18日[㊦]**

【1 2 3】の申込提出先

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール (9:00 ~ 17:00)

住宅支援制度窓口(まち整備課内) ☎ 070-1523-8403 または ☎ 080-7359-8554 (当面の間 [㊦][㊦][㊦]対応)

4 賃貸型応急住宅 (みなし仮設) の提供

対象期間：居住から原則2年、光熱水費：自己負担

自宅で居住できなくなった人への一時的な住まいとして、**民間の賃貸物件を無償(上限あり)で使用できます。**

入居対象：①住宅が全壊した人
②半壊以上であり、やむを得ず住宅を解体する人
③応急修理制度を利用し、住宅を修理する際、修理に1カ月以上要すると見込まれる人 (令和6年1月1日から最長6カ月)



賃貸型応急住宅

対象物件：2人以下の世帯6万円以下、3~4人の世帯8万円以下、5人以上の世帯11万円以下
※上記の家賃を超過する物件は借りることができません。

全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部 ☎ 0120-27-1000 (接続番号:388006)

■被災者生活再建支援制度

地震により居住する住宅が全壊・半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための制度です。住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

被災世帯の区分	複数世帯(2人以上世帯)			単数世帯(1人世帯) ※複数世帯の3/4				
	基礎支援金	加算支援金		合計	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊 (損害割合50%以上) 半壊解体 (半壊し、やむを得ず解体) ※敷地被害解体・長期避難も対象	100万円	建設・購入	200万円	300万円	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		補修	100万円	200万円		補修	75万円	150万円
		賃借	50万円	150万円		賃借	37.5万円	112.5万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
		補修	100万円	150万円		補修	75万円	112.5万円
		賃借	50万円	100万円		賃借	37.5万円	75万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	—	建設・購入	75万円	75万円
		補修	50万円	50万円		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	25万円	25万円		賃借	18.75万円	18.75万円
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	—	建設・購入	75万円	75万円
		補修	50万円	50万円		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	25万円	25万円		賃借	18.75万円	18.75万円

- 基礎支援金の申請には、り災証明書・住民票（マイナンバーカード）・預金通帳の写しなどが必要です。
- 加算支援金の申請には、再建方法が分かる契約書の写しなどが必要です。基礎支援金と加算支援金は分けて申請できます。

■申請期間：【基礎支援金】災害が発生した日から13カ月（令和7年1月末まで）

【加算支援金】災害が発生した日から37カ月（令和9年1月末まで）

※電子申請（マイナポータルのぴったリサービス）や郵送でも申請することができます。

※窓口の混雑が予想されますので、り災証明書を持っている人から順に申請をお願いします。